

海や川を汚しているのは生活排水です

海や川の汚れは、私たちが毎日の生活で出す風呂やトイレなどの生活排水が原因といわれています。

きれいな水を取り戻すためには、私たちみんなが協力して生活排水の汚れを減らしていく必要があります。

合併処理浄化槽は生活排水も浄化します

浄化槽は、し尿（水洗トイレの汚水）だけを単独で処理する「単独処理浄化槽」と、し尿だけでなく生活雑排水も併せて処理する「合併処理浄化槽」に分けられます。

合併処理浄化槽を使っている家庭は、単独処理浄化槽を使っている家庭に比べると、外に出す汚れの量が約 1／8 になります。

維持管理が重要です

設置された合併処理浄化槽は、その機能を十分に発揮させるには、法律で決められた保守点検・清掃・定期検査（浄化槽法第 7 条検査・第 11 条検査）を適正に行うことが重要です。

袖ヶ浦市 廃棄物対策課
（袖ヶ浦クリーンセンター内）
〒299-0292 袖ヶ浦市長浦 5 8 0 番地 5 1
TEL 0 4 3 8 （6 3）1 8 8 1
FAX 0 4 3 8 （6 2）2 8 2 0

合併処理浄化槽を設置される方へ

令和 7 年度用

市では、生活排水による公共用水域の汚濁防止を図るため、予算の範囲内で合併処理浄化槽を設置する方に補助金を交付しています。

1. 補助対象区域

次の区域を除く市内全域

- ①公共下水道認可区域及び公共下水道計画区域
- ②工業専用地域
- ③農業集落排水事業の採択を受けた地区
- ④その他市長が特に定める地域

2. 交付条件

- ①建築基準法に基づく確認、又は浄化槽法に基づく設置の届出を済ませていること。
- ②住宅等を借りている場合は、貸主の承諾を得ていること。
- ③袖ヶ浦市税を滞納していないこと。
- ④年度内（3 月 2 0 日まで）に完成し、実績報告すること。
- ⑤申請期間は令和 7 年 4 月 1 日から令和 7 年 1 2 月 1 9 日まで
ただし、新築・増改築等、建築確認申請を伴う場合は、1 2 月 1 9 日までに浄化槽工事の中間検査（浄化槽の据え付け）ができるもののみ受付が可能となります。
（土・日・祝日を除く。ただし、先着順とし予算に達した時点で受付終了。）

3. 補助対象建物

専用住宅、共同住宅、下宿・寄宿舍及び店舗等併用住宅

4. 補助の対象となる合併処理浄化槽の種類

（通常型合併処理浄化槽は補助対象外です。）

- ①窒素除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽
放流水の総窒素濃度が 1 0 mg／ℓ を超え 2 0 mg／ℓ 以下の機能を有するもの【N 2 0 型】
- ②高度窒素除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽
放流水の総窒素濃度が 1 0 mg／ℓ 以下の機能を有するもの【N 1 0 型】
- ③リン除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽
放流水の総リン濃度が 1 mg／ℓ 以下の機能を有するもの【P 型】
- ④窒素及びリン除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽
放流水の総窒素濃度が 2 0 mg／ℓ 以下かつ総リン濃度が 1 mg／ℓ 以下の機能を有するもの【N & P 型】
- ⑤B O D 除去能力を有する高度処理型合併処理浄化槽
B O D 除去率 9 7 % 以上、放流水の B O D 5 mg／ℓ （日間平均値）以下の機能を有するもの【B O D 除去型】

※水質汚濁の指標「B O D」：水中の有機物が微生物の働きで分解される時に消費される酸素の量で、きれいな水では B O D が小さくなります。

5. 補助金額

①新築等で新規に設置するとき

人 槽 区 分	合併処理浄化槽の種類		
	N 2 0 型	N 1 0 型	P 型
5 人 槽	補助対象外	3 0 0 , 0 0 0 円	3 0 0 , 0 0 0 円
6 ～ 7 人槽		3 3 0 , 0 0 0 円	3 3 0 , 0 0 0 円
8 ～ 5 0 人槽		3 9 0 , 0 0 0 円	3 9 0 , 0 0 0 円

人 槽 区 分	合併処理浄化槽の種類	
	N & P 型	B O D 除去型
5 人 槽	5 2 8 , 0 0 0 円	4 8 9 , 0 0 0 円
6 ～ 7 人槽	6 9 3 , 0 0 0 円	6 5 4 , 0 0 0 円
8 ～ 5 0 人槽	9 6 3 , 0 0 0 円	9 0 3 , 0 0 0 円

②既設の単独処理浄化槽、またはくみ取り便所から合併処理浄化槽へ
付け替えるとき（新築・増改築等、建築確認申請を伴い設置する場合は①へ）

人 槽 区 分	合併処理浄化槽の種類		
	N 2 0 型	N 1 0 型	P 型
5 人 槽	3 8 4 , 0 0 0 円	4 7 4 , 0 0 0 円	3 8 4 , 0 0 0 円
6 ～ 7 人槽	4 6 2 , 0 0 0 円	6 1 5 , 0 0 0 円	4 6 2 , 0 0 0 円
8 ～ 5 0 人槽	5 8 5 , 0 0 0 円	7 2 3 , 0 0 0 円	5 8 5 , 0 0 0 円

人 槽 区 分	合併処理浄化槽の種類	
	N & P 型	B O D 除去型
5 人 槽	5 2 8 , 0 0 0 円	4 8 9 , 0 0 0 円
6 ～ 7 人槽	6 9 3 , 0 0 0 円	6 5 4 , 0 0 0 円
8 ～ 5 0 人槽	9 6 3 , 0 0 0 円	9 0 3 , 0 0 0 円

6. 転換補助

既設の単独処理浄化槽、またはくみ取り便所を合併処理浄化槽へ付け替えるとき（新築・増改築等、建築確認申請を伴い設置する場合は除く）は、上記の額に下表の額を限度として加算します。

種 別	限 度 額
単独処理浄化槽	1 8 0 , 0 0 0 円
くみ取り便所	1 0 0 , 0 0 0 円

7. 補助金が交付されるまで

